

c.労働の強化

- * 機械装置は無制限な労働日の延長をめざすが、結果として、標準労働日を制定させる。
 - ・ 資本は、内包的大いさ＝強度を増すことを考えた。・労働の強化を進めた。
 - ・ 労働日の延長が、進められたが、労働日の延長は労働強度の低下となり、労働の強度の増大のためには労働日の短縮が必要となる。
 - ・ 労働者階級の反抗が、強圧的に労働時間を短縮し、標準労働日を国家に課することを強制すると、(＝労働日の延長による剰余価値生産の増大が止められると、) 資本は労働の強化に集中した。
 - ・ 高められた労働の生産力により、同じ労働時間により多くを生産するようにすることになる。
 - ・ 同じ価値が、増産された生産物に付加されるということは、個々の商品の価値は低価することである。(同じ労働時間に生産される物に [増えた生産物量に]、同じ価値が付加されるのだから、個別の価値は下がる。
- * 労働日の短縮により労働支出の増大を労働者に強制する。一定の時間内に、多量の労働を圧縮することは、より大きな労働量となる。
 - ・ 全体的な労働時間の度量 (=長さ)と容積) のほかに、労働時間の密度の度量が現われる。
 - ・ 資本は労働強化により、同じ労働時間で、それまで以上の剰余労働と価値量を得る。

※いかにして労働は強化されるか？

- ・ その一は、出来高払賃金である。
 - ・ 出来高払賃金とすることにより、労働者はより多くの労働力を支出する。
- * 工場手工業では、工場法の実施により、労働日の短縮が、労働の規則性・斉一性 (せいいつせい＝一様に同じ状態を保ち、そろっている性質、度合)、秩序、連続性、エネルギーを、驚くばかりに高めた。
 - ・ 毎日 12 時間でなく、11 時間しか作業させなかったが、「同量の生産物が同額の費用で得られ、労働者は以前 12 時間で稼いだのと同じ労働賃金を、11 時間で稼いだ。」(出来高払賃金は変わらなかったから、週賃金の高低は、生産物の量によっていた。)
 - * 労働者は同じ賃金を受け取って、1 時間の自由な時間を得た。
 - ・ 資本家は同じ生産物量を得た。・ 1 時間分の石炭・ガス等の支出の節約を得た。
- ◎労働日の短縮が、法律によって強制され、機械は同じ時間に、2 重の仕方で (①機械の速度を高めること。②同じ労働者のかかわる機械装置の作業範囲の拡大によって。) より多くの労働を搾り出すための手段となる。
- ・ 機械装置の改良は、労働の強化を伴うものである。——労働日の制限が、生産費の節減を、資本家に強制するからである。
 - * 蒸気機関の改良
 - * 配力機構の改良
 - * 作業機装置の改良
 - ・ イギリスでは、1832 年から労働日を 12 時間に短縮。
 - ・ 工場主は言う。「機械装置の増加した速度が、労働者により多くの注意と行動を要求し。この結果、労働は非常に増加した。」と。
- * 1844 年議会でのロード・アシュリーの陳述が紹介されている。
 - ◆ ロード・アシュリー——→1801 年、シャフツベリー伯家の長男として生まれた。オックスフォードで学び、1826 年に下院議員となる。社会改良運動に取り組んだ。1851 年、父の死を受けて、シャフツベリー卿となり、上院へ移る。1885 年 84 歳で死ぬまで、運動を進めた。
 - ・ 工場作業に従事する者の労働は、いまでは、開始当時の 3 倍となった。
 - ・ 機械装置は数百万の人間に代わる「仕事」をしたが、しかしまた、支配される人間の労働を「異

常に」増加させた。

- ・撚糸（ねんし=撚<よ>りをかけた<繊維の束をねじること>糸のこと）を紡ぐため、12時間に一対の紡績機について行う労働は、
 - *1825年 8マイル歩く必要があった。 1832年には 20マイルに達した。
- ・上記の糸張りという作業では、(12時間で)
 - *1825年 (1機) 820回×2 (一対なので) =1640回
 - *1832年には (1機) 2200回×2=4400回
 - *1844年には (1機) 2400回×2=4800回 となった。
- ・労働が累進的に増加するのは、歩行距離が大きくなるからだけでない。
- ・生産される商品の量が増加するのに、職工数はそれに比して減少するからである。
(さらに、より不良な綿花が紡がれるから、より多くの労働を要するのである。)
 - ・梳綿場（そめんじょう）（採取した繊維を、櫛で均くならして繊維方向がそろった綿状のかたまりにする。均す=凸凹をなくして平らにする。）
 - ・梳綿場でも、労働の増加となった。労働の増加となった。
 - ・以前は2人だったが、いまは一人でなされる。
- ・織物場では、(多くは女性であるが)多数の人員が使用され、機械装置の速度が高められ、最近数年間に、労働は10%増加した。
- ・一週の紡がれた束（かせ）数は、
 - *1838年 18000が、 1843年 21000に、
- ・蒸気織機の1分間の撥打（ひだ）数は、
 - *1819年 60が、 1842年 140になった。

*民間の技師の文書

「1848年～1852年になされた蒸気機関の改良について」

- ・「同じ重量の蒸気機関が、以前よりも50%多くの仕事をなす。」
- ◆「1856年の最近の報告」(政府統計)には、
 - ・工場制度が急激に普及していること、
 - ・機械装置にたいする割合から見れば、職工数が減少したこと、
 - ・改良によって、蒸気機関がより大きい機械重量を動かすこと、
 - ・改良された作業機、変化した製造方法、高められた機械速度等々によって、製品量の増加が達成されていることが確認された。
- ◆「各種の機械に加えられた大きな改良は、機械の生産力を著しく高めた。」
 - ・同量の製品が、短縮された労働をもって生産され、労働力の搾取の強化とともに、工場主の富が増加した。
- *織機台数は著しく増加し、従業労働者総数の減少と搾取される児童の数の増加があらわれた。
- ◆1863年、イギリス議会における、労働者代表の委任者の発言。
 - 「・機械装置の改良の結果、工場における労働がたえず増加している。
 - ・以前は一人が、助手とともに2台の織機を扱っていたが、いまは3台を助手なしで扱っている。
 - ・一人で4台を扱うことも異例ではない。
 - ・12時間の労働が、いまでは10労働時間以下に圧縮されている。
 - ・最近数年来、工場労働者の労苦が、いかに甚だしく増加したかは明らかである。」
- ◆工場監督官たちは、
 - ・1844年および1850年の工場法の好結果を倦（う）むことなく（=あきることなく）称賛する。
 - ・しかも、彼らは、「労働日の短縮が、すでに労働者の健康、労働力そのものを破壊する労働の強度を産み出したということをも認めているのである。」
 - ・「近年、非常に運転を速められた機械装置を扱う労働に必要な、困憊せしめるような過度の緊張状態が、肺病による過大な死亡率の一因をなすものと思われる。」と。

※労働日の延長が法律によって終局的に禁止されるや、労働の強度を高めることで埋合せし、機械装置の改良を、「労働力をより大きく吸取るための手段に転ずる」という資本の傾向が、やがて再び、労働時間の再度の減少（8時間労働制）を不可避にする「一転回点」に達せざるをえない。

経済学綱要 川口武彦・平田喜久雄・田中慎一郎・福田豊、共著（法律文化社）

■資本主義的機械経営は労働者にいかなる影響をおよぼすか？

- ・機械装置は、労働者の熟練と筋力を不要なものにするかぎりでは婦人労働や児童労働を使用する手段となる。
- ・また一般的に、剰余価値はできるだけ短期間に取得されるのが、資本にとっても有利であると同時に、機械は、使用しない期間にも物理的に磨損するほか、機械の改良・発明によっていわゆる道徳的磨損をも生ずるので、それらをふせぐためにも交替制などによる夜間労働、さらには労働時間の延長がおこなわれる。
- ・さらに、機械装置においては、労働手段の運動は労働者に対立して独立化されており、それ自体として自立的な恒久運動機構となっている。
- ・したがって、労働者の機械への従属度は強化され、さらには機械の運転速度の増大、労働者一人当りの受持台数または作業面積の拡大などにより、機械は、労働の軽減よりも、むしろ有力な労働強化の手段となるのである。

角川選書 シリーズ 世界の思想

「マルクス 資本論」

佐々木隆治（りゅうじ）著

第13章 機械と大工業

c. 労働の強化

ここでいう「労働の強化」とは、労働の強度を上昇させることを意味する。

※標準労働日の制定と労働の強度の上昇の追求

- ・「生産力の発展と生産条件の節約とに大きな刺激を与える強制的な労働日の短縮が、同時にまた、同じ時間内の労働支出の増大、より大きい労働力の緊張、労働時間の気孔のいっそう濃密な充填、すなわち労働の濃縮を、短縮された労働日の範囲内で達成できるかぎりの程度まで、労働者に強要する。」
- ・「労働日の短縮は、最初はず労働の濃縮の主體的な条件、すなわち与えられた時間により多くの力を流動させるという労働者の能力をつくりだす。」

※労働の強度の上昇による労働力の破壊と再度の労働日の短縮

- ・工場監督官たちは1844年および1850年の工場法の良好な結果を倦（う）むことなく、またまったく正当に称賛するのであるが、それにもかかわらず、彼らは、労働日の短縮が、労働者の健康を破壊するような、したがって労働力そのものを破壊するような労働の強度をすでに生みだしているということを、認めるのである。
- ・「少しも疑う余地のないことであるが、資本にたいして労働日の延長が法律によって最終的に禁止されてしまえば、労働の強度の系統的な引き上げによってその埋め合わせをつけ、機械の改良はすべて労働力のより以上の搾取のための手段に変えてしまうという資本の傾向は、やがてまた一つの転回点に向かって進まざるをえなくなり、この点に達すれば労働時間の再度の減少が避けられなくなる。」

「漱石と『資本論』」

小島英俊・山崎耕一郎著

■産業革命と共に登場するのが「機械制大工業」である。

- ・それは生産性を上げ、労働力の再生産コストを減らし、剰余労働時間を上げるためであるが、労働者にとって好ましからざる三つの影響をもたらした。
- ・一つ目は、機械の利用によって筋力の要（い）らない労働部門ができ、そこには賃金の安い女性と児童が動員された。
- ・相対的に過酷な労働になりやすく、また労働力の供給源を増やすことになり、労働市場において労働者は不利になった。
- ・二つ目は、機械の粛々（しゅくしゅく）とした稼働は、労働者をして労働時間の延長に対する抵抗感を減少させ、資本家も機械の稼働時間を上げようとした。
- ・だから、当初は労働時間の節約を目指していたとしても、機械の導入が逆に労働時間の増加につ

ながってしまった。

- 三つ目は、この労働時間の延長が難しい場合、それに代わって労働強化が図られたのである。
- 具体的には、機械の作動スピードを上げたり、労働者一人あたりの受け持ち機械台数を増やしたりした。
- 協業→労働者の競争心理による効率向上
↓
分業→労働の細分単純化による効率向上
↓
機械制大工業→①女性・児童の動員、②労働時間の延長、③労働の強化

■イギリスでは1833年に工場法が制定された。

- 苛酷（かこく）な労働を強（し）いられた工場労働者、特に若年労働者および女子労働者の保護を目的としており、労働時間や深夜業を規制するものであった。
- 1844年、1847年、1867年、1874年と数次にわたって工場法が改正された結果、工場監督官の配置を義務づけたり、週56時間労働が採用されたりした。
- 19世紀以来、各国で同様の法律が制定され、改正も重ねられ、1919年に採択されたILO第1号条約では1日8時間労働を定めるなど、労働条件・労働時間規制が進んだ。
- 日本でも、1911年（明治44年）に工場法が制定されている。

「知っておきたい マルクス 資本論」 神津朝夫（こうず あさお）著

・角川ソフィア文庫 2009年5月25日初版

■労働の強化

- 労働者が機械の使用に慣れていくこと、当然ながら労働の能率は自然に上がる。
- その上がった分も資本の生産力の上昇になるわけだが、さらに工場法が制定されて労働日が制限されると、労働の強度を意識的に高めようとする衝動が強まった。
- しかも、皮肉なことに、労働日の短縮が労働者を肉体的にも精神的にも健康にし、その労働の規則性や秩序、精力を高めていた。
- 労働支出の増大が労働者に強制されるようになったのだった。
- 労働の強度は機械を動かす速度によって規定され、資本の側がその決定権をにぎっている。
- 機械がだんだん速く動くようになる。
- それによってより多くの労働が支出され、剰余労働を増やすことになった。
- 労働の強化は、必要労働時間を短くし剰余労働時間を長くすることになるから、これも必要労働時間を短縮させる「相対的剰余価値の生産」ではあるが、労働密度を高めるものに変質したとマルクスは指摘している。
- 現在は8時間労働が原則だが、150年前の12時間労働日の時代よりはるかに労働の密度は高まっていると考えるべきだろう。
- その労働密度で残業が長くなれば、労働力を破壊するものとならざるをえないのである。

■労働者の過労死

- 長時間労働と労働強化の必然的な結果は、労働者の過労死と短命化であった。
- 当時のイギリスでは、工場法によって内務大臣に直属する工場監督官が置かれ、工場の実態が調べられていた。
- その『工場監督官報告書』に載る、当時のイギリスの事例を数多くマルクスは紹介している。
- 婦人服製造工。婦人服の製造は、今でいえば華やかなファッション業界だが、そこで働いている人たちは現在も相当悲惨な状況にあるようだ。
- 当時も華やかな上流階級のパーティのための貴婦人用のドレスを縫わされる若い女工が、狭い作業場で長時間労働させられ、脳出血で死んだ。
- 過労死の典型である。
- 検察医は「詰めこみすぎた作業室における長い労働時間と、狭すぎる換気の悪い寝室のために死んだ」と証言している。
- そして大物鍛冶工。鍛冶屋というのは、ドイツでは昔は子供の憧（あこが）れの仕事、かつこよい仕事というイメージがあった。

- ・マルクスの引用した医師の報告でも「純粹に肉体的に見れば、彼は、適度に労働する場合には、人間の最上の状態の一つにある」「彼ほど食いかつ飲みかつ眠る者は、ほかにいない」、その仕事は「非の打ち所がないもの」と、ずいぶん誉（ほ）めている。
- ・とても健康的で力強いイメージの労働なのだが、それが工場労働になると過度労働となり、平均37歳で死ぬようになってしまったのである。

■児童労働

- ・児童（9～12歳）・少年（13～17歳）の工場での酷使も大工業になって出現した現象であった。
- ・機械は筋肉の力を不必要とする。
- ・肉体労働が大幅に軽減され、また必要としない労働を大量に生み出した。
- ・機械は児童労働者を使用する手段となり、賃金労働者としたのであった。
- ・「労働および労働者のこの強大な代用物は、たちまち、性と年齢の区別なく、労働者家族の全成員を資本の直接の命令下に編入する」とマルクスは書いている。
- ・賃金労働者の数を増加させ、さらに子供も遊びに代えて、あるいは農村では伝統的だった家族的補助労働に代えて、資本家のための労働をするようになったのである。
- ・マルクスは多くの児童労働の事例を紹介している。マッチ製造業の例。
- ・19世紀になって発明されたマッチの製造は当時の新興産業であった。
- ・それまで面倒だった火起こしがかんたんになり、爆発的に普及した。
- ・しかし燐（りん）は有毒物質で、顎（あご）の骨が腐（くさ）って、最終的には、顎がなくなってしまふ燐毒による被害もあった。また、爆発事故も多かった。
- ・そこで子供たちが毎日15時間も働かされていた。
- ・1898年（明治31年）に書かれた横山源之助の「日本の下層社会」では、その一章に「阪神地方の燐寸（マッチ）工場」がある。
- ・当時マッチ生産の中心は兵庫・大阪だった。
- ・そこでも労働者の過半数が10～15歳の児童で、6、7歳の子供もいると書かれている。
- ・『資本論』でも、マッチ製造業では労働者の半数が児童・少年だと書かれている。
- ・筋力を必要とせず、細かい作業が多いマッチの生産では、補助労働ではなく、子供が労働者の中核になっていたのである。

■婦人労働

- ・工場法で児童労働が禁止され、少年労働が制限されるようになってからは、婦人労働者が動員されるようになった。
- ・婦人は大人だから、「自由主義」の理念により、いっさい制限を受けなかったからである。
- ・そのため婦人労働者が急増した。
- ・乳児や満一歳未満の子供の死亡率の高さが、母親の就労と関連していた。
- ・適切に食物が与えられなかったり、子供にアヘン剤が与えられたためである。
- ・さらに、子供が邪魔になって殺すこともあった。
- ・アヘン剤というのは薬としてアヘンを飲用するもので、それを子供に与えて母親は働きに出たのである。すると子供は機嫌よく一日過ごしていた。
- ・本当にアヘン戦争の時代という感じで驚かされる。
- ・日本でも明治時代中期には生糸製糸業・綿紡績業が急速に発達し、日本経済の中心になった。
- ・そこでは導入された機械装置を使い、大量の婦人労働者が低賃金で長時間酷使されていた。
- ・『女工哀史』の世界だが、それを可能にしたのが機械だったのである。

■ともあれ、児童と婦人の多数を追加することで、機械装置は、マニファクチュアにおいて、男子労働者がな資本の専制に向けていた反抗をついに打破した。

- ・マニファクチュアは熟練労働者が中心だったから、それが抵抗すると生産が止まってしまった。
- ・しかし機械装置は不熟練労働者に操作できるものであり、婦人・少年が大量に市場に動員されたことによって、男子熟練労働者の資本に対する抵抗を無力化した。